

柏市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分等の実施基準

制定 令和 4年 2月 7日

施行 令和 4年 4月 1日

1 目的

この基準は、柏市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分等の実施要領（以下「要領」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 報告の徴収，立入検査等

(1) 要領第4条の報告の徴収及び立入検査等は、所有者（要領第2条第1号の所有者をいう。以下同じ。）又は高濃度PCB廃棄物（要領第1条の高濃度PCB廃棄物をいう。以下同じ。）の疑いのある物を所有する者その他の関係者（以下、関係者等という。）に対し、高濃度PCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めるとともに、市職員が事務所、事業場及びその他の場所に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件の検査を実施し、又は試験の用に供するのに必要な限度において高濃度PCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を無償で収去するものとする。

(2) 立入検査をする市職員は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を携帯し、関係者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(3) 立入検査は、高濃度PCB廃棄物の保管に関する事実を確認するため、以下の内容により行うものとする。

ア 保管の有無の目視確認及び状況の撮影

イ 保管等に関する帳簿類の確認（処分の委託に必要な資力が事業者にあるか否かを判断するために必要な貸借対照表及び損益計算書等の書類を含む。）

ウ 高濃度PCB廃棄物（疑いのある物を含む。）の収去

エ 前号の収去に際して、収去証を所有者に交付

オ その他，市長が必要と認める確認

3 定義

前項第1号の「高濃度PCB廃棄物の疑いのある物」は以下のとおりとする。

- (1) 昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器及びコンデンサー
- (2) 昭和32年から昭和47年までに製造された照明器具の安定器
- (3) その他，「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）等について」（平成30年8月29日付け環循施発第1808291号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）に基づいて実施した掘り起こし調査等の対象として市長が認めたもの

4 改善命令の交付等

要領第5条の改善命令を交付する際の手続は，以下のとおりとする。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第2項の命令書（以下「改善命令書」という。）は，別紙様式による。
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「省令」という。）第18条第2号の履行期限は，中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）と調整の上，命令の日からおおむね1か月後とすることを原則とする。
- (3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象である場合，その申請から決定までに要する期間を考慮し，前号の履行期限は，JESCOと調整の上，命令の日からおおむね2か月後とすることを原則とする。
- (4) 改善命令書を送付する場合は，特定記録郵便により行うことを原則とする。

ア 所有者が法人であり，当該法人が破産宣告を受けている，又は事業の清算手続中である場合は，破産管財人又は清算人

に送付する。

イ 所有者が，逮捕，拘留その他の事情により刑事施設その他の収容施設に収容されている場合，民事訴訟法（平成8年法律第109号）第102条第3項の規定を類推適用し，当該施設の長に送付する。

ウ 所有者が受取を拒否した場合は，送付先の郵便受け等に命令書を投函することにより，送達したものとする。その際は，複数の市職員でこれを実施し，送達の様子を写真撮影するなどして記録する。

5 改善命令の履行状況の確認

要領第5条第3項の履行状況は，委託契約の締結の有無を定期的に電話で確認するほか，必要に応じ，報告の徴収又は立入検査等の手法により行う。

6 弁明の機会の付与の通知の方式等

(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第30条に規定する弁明の機会の付与の通知の方式は，柏市聴聞及び弁明の機会の付与規則（平成6年規則第28号）第17条の規定によるものとする。

(2) その他，弁明の機会の付与のために必要な手続は，「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に基づくものとする。

7 代執行の対象

要領第8条の「法第13条第1項各号に該当した場合」については，別に定める場合のほか，以下によるものとする。

(1) 法第13条第1項第1号に該当する場合

ア 要領第5条の改善命令を受けた所有者が，履行期限までに処分委託契約書の写しを提出しないとき

イ 要領第5条の改善命令を受けた所有者が，改善命令の措置を講じないとする意思を明確に表示しているとき，又は措置を講じるための経理的基礎がないときなど，履行期限までに措置が講じられないことが客観的に明らかなき

(2) 法第13条第1項第2号に該当する場合

所有者の破産，死去又は相続等の理由により，市が行う調査等で，高濃度 P C B 廃棄物の処理に関する義務を有する者を確知することができないとき

(3) 法第 13 条第 1 項第 3 号に該当する場合

改善命令を発出することとした場合，履行期限が計画的処理完了期限の 90 日前以降になるとき

8 通知及び公告

(1) 要領第 8 条第 2 項の通知及び同条第 3 項の公告は，代執行の実施日のおおむね 1 か月前までに行うことを原則とする。ただし，前条第 3 号に該当する場合は，この限りでない。

(2) 前項の公告は，柏市役所庁舎内の掲示場への掲示及び柏市ホームページへの掲載により行う。

9 代執行費用の徴収

(1) 要領第 9 条に規定する代執行に要した費用については，費用を負担すべき者から徴収する。

(2) 代執行に要した費用の額は，次の各号の費用の合計額とする。

ア J E S C O における処分費

イ 収集運搬費（運搬に際して必要となった機器の補修等に要した費用を含む）

ウ P C B 夾雑物等の分析に要した費用

エ 第 1 号及び第 2 号のほか，高濃度 P C B 廃棄物の処分又は運搬に要した費用

オ その他，環境省が対象経費と認めた費用

(3) 代執行に要した費用の徴収は，行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び柏市財務規則（昭和 59 年規則第 4 号）第 3 章の規定により行う。

(4) 前項の費用に係る延滞金の取扱いは，柏市債権管理条例（平成 28 年条例第 12 号）第 7 条の規定による。

(5) 柏市財務規則第 43 条の督促を行った後もなお前項の費用の納付がない場合は，行政代執行法第 6 条の規定に基づき，国税滞納処分の例による徴収を行う。

10 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この基準は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

柏環産第 号
令和 年 月 日

千葉県柏市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇株式会社(氏名又は名称)

柏市長 太田和美

改善命令書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講じることを命じる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1号の規定により罰せられることがある。

記

1 講じるべき処分等措置の内容

- (1) 千葉県柏市〇〇町〇丁目〇番地〇号において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である変圧器〇台及びコンデンサー〇台(以下「本件廃棄物」という。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。)の規定に基づく高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業の許可を有する者(以下「処分業者」という。)に、処分を委託すること。
- (2) 本件廃棄物の運搬は、廃掃法の規定に基づき、当該廃棄物の運搬を業として行うことができる者に委託すること。また、運搬の際に本件廃棄物からポリ塩化ビフェニルが漏えいしないよう、必要な措置を講じること。
- (3) (1)の処分委託契約を締結した後、2の履行期限までに、当該委託契約に係る契約書の写しを柏市環境部産業廃棄物対策課に提出すること。なお、当該委託契約の効力の発効に条件が付されている場合は、当該条件が満たされていることを示す書面も提出すること。

2 履行期限

令和 年 月 日()

3 改善命令を行う理由

貴社は、本件廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)第6条に定める期間(平成28年8月1日から令和4年

3月31日まで)に、本件廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託せず、法第10条第1項の規定に違反した。

4 処分等措置を講じないとき

2の履行期限までに1の処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講じる見込みがないときは、法第13条第1項第1号の規定により、柏市が当該処分等措置の全部又は一部を講じる場合がある。

その場合、同条第2項の規定により、当該処分等措置に要した費用は、貴社から徴収する。

5 教示

(1) この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏市を被告(代表者は柏市長)として提起することができる。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(3) ただし、(1)の審査請求をした場合には、この命令の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない。また、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(担当)

柏市環境部産業廃棄物対策課 ○○

電話番号：04-7167-1696